

○10番(藤田 興一君) 皆さん、こんにちは。

私からは3点についての質問をさせていただきます。

そのうちの1点でございますが、無秩序な増設等の堆積について。

その内容についてですが、現在、笹尾西4丁目の北側において、防災、そして環境面等において全く無秩序と思われる土砂の堆積、その意味は深くございまして、埋め立て、盛土、その他の土地への土砂等の堆積を言うものでございますが、その堆積が民間業者によって行われております。

現在行われている内容について、6点についての質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、堆積しようとしている場所、要するに範囲は、目的は何なのか、2番目に事前公開、要するに関係住民への周知ですね、こういう公開が行われたのか。3点目に事前協議、近隣住民の説明会、それから町との協議等は実施されたのか。4番目に土砂流出及び崩壊の防止、排水施設、土質・水質検査、植栽計画、公害関係等についての協議もされたのか。そして5つ目に三重県や東員町におきまして、こういう堆積に関する規制条例等はあるのかないのか。6つ目に、先の5番目の規制条例がない場合、県及び町の業者に対する対策等はどうするのか。

この6点について、関係部署からの答弁をお願い申し上げます。

○議長(木村 宗朝君) 山下誠司建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) 藤田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の笹尾西4丁目北側の盛土の目的でございますが、この土は業者が桑名市内の開発切土現場で採取した土砂が主なもので、残土処分の目的としております。処理が終わったその後の計画というものはないということです。

次に2点目の、事前に区域周辺への周知及び3点目の事前協議が実施されたのかとのお尋ねですが、区域周辺への周知や事前協議、説明会も自治会長さまからはないと聞いておりますし、法規制等がないことから町への事前協議もございません。

また、4点目の土砂流出及び崩壊の防止、排水施設、土質・水質検査、植栽計画、公害関係等の協議がなされているのかとのことですが、こちらも事前の協議は行われておりません。

5点目の三重県や東員町に埋め立てに関する規制及び条例等はあるかとのことですが、開発行為を伴わない造成でございますので、その規制はございません。

笹尾西4丁目の北側への土砂の搬入については、先の6月定例議会で、大崎議員からも同様のご質問に対し、ご答弁させていただきました。その後、8月6日に開催の議会全員協議会でも、経緯等についてご説明をさせていただいたところでございます。

また、笹尾西4丁目自治会からは、土砂流出、風塵対策等について、平成26年6月9日付で要望書が提出され、その対応に当たってまいりました。自治会要望を受けた後、盛土及び風塵について、三重県桑名地域防災総合事務所、三重県桑名建設事務所へ法規制の確認を行ったところ、法規制がないとの回答を得たことから、土砂搬入業者から埋め立

て計画、盛土対策、風塵対策等について、直接業者から聞き取りを行い、その対策内容を自治会へ回答しております。

しかしながら、まだ風塵があり、再度自治会長さまから、その対応について強い要望を受けて、改めて県の環境部・建設部局も同席の上、町、業者との三者協議を行っております。業者からは自治会への説明等がなされていないことから、埋め立て計画、土砂流出対策、風塵対策等について、業者が自治会へ直接説明を行う機会を近々に設けるよう要請し、現在その調整を行っておるところでございます。

また、搬入土につきましては、産業廃棄物を含むものでないという報告を受けておりますが、本町において改めて土質調査を8月27日に実施するとともに、騒音調査も同日実施いたしております。結果については、まだ最終報告は上がってきておりませんが、調査は行っております。業者には、土砂流出対策や風塵対策である種子吹きつけ等について、再度検討されるよう強く求めております。

最後に6点目にお尋ねのありました規制及び条例はありませんので規制はできないものの、今回の事案のように、多くの地域住民が風塵等により迷惑のかかる行為については、今後も関係機関と連携しながら、業者へはその対応について要請をまいります。

いずれにいたしましても、地域住民の皆さまが安心して生活できるように協力を求めてまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(木村 宗朝君) 藤田議員。

○10番(藤田 興一君) 6点に関して答弁をいただいたわけですが、聞きますと、結論で言うならば規制がないから対応ができない、要するに規制がないということで業者任せというような回答に近いことだったと思いますが、先ほども同僚議員が質問した中にありましたように、ゲリラ豪雨とか、非常に最近の雨に関しては予想もつかない、1時間に100ミリという雨が降るような中において、果たして今、規制がないと言いながらも、13メートルの盛土をやって果たして安全かと。まして、すぐ近くには民家が建ち並んでいる。それに対する対策も何も行われていないのに、規制がないから大きな是正は行えないというようなことはいかがなものかということから、先ほど言いましたように、1から6について、まず1つずつ質問をさせていただきたいと思っております。

1つ目の盛土の目的は何かということで、宅地ではない、残土を処分することだということですね。そしてその後の計画は何もないというふうな、多分答弁だったかと思えます。確かに宅地造成となってきますと、これは家を建てるということですから、宅地造成規制法というのが適用されるわけですが、残土処理というのは本当に規制がないのは全国的にそうなんです。だけど、じゃあ残土処理で規制もないから無作為にこういう行為をやっているのかというものは、そこにやはり良識というものが入ってくるわけでございます。

まず1点目の目的から判断すると、何もないということでございますが、行政としてみれば、今ここへ運び込まれているのは、先ほどありました桑名市のほうからの民間からの発生土というふうに聞きましたが、それは調査された上なのか、それとも受け入れている側

の業者さんの意見なのか、その辺の確認もしっかりしなくてはならない。ということは、民間が入れる分にはそう問題がない。官の仕事で入れている場合には、当然マニフェストというものの書類が交わされます。これはもう当然ご存じだと思いますね。そこに本当に民だけの工事の残土が入ってきているのか。そういうものが本当に確認されているのか。これはまず1つに後でお答え願いたい。

そして堆積後の計画はないと言いますが、現在既に白い仮設テントを張って、それを張って中で何をやっているか知りませんが、そういう加工場とか資材置き場としても既に稼働しているのですね。そういう建物、仮設的な建物でありながらも、また資材置き場として、既に使っているということは目的はあるんじゃないですか。それを現在稼働しているものに関しては何も規制はないのか。例えば仮設テント、詳しくは知りませんが、建築基準申請が要るんじゃないか、こういうものも絡んでくると思うんですね。

今、1番目の目的について何も無いというけれども、既にそういうふうにして埋め戻した後、稼働しているという今の3点について、再度ご答弁をお願いしたいと思っております。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) 残土の種類といいますか、物については、あくまで我々は現地調査をやったわけではなく、業者のほうからの聞き取りによって、自社の開発現場での切土だということで、その確認をしております。

あと、現場のほうにテントの倉庫がございます。これも埋め立てておる業者が別業者に資材を仮に置くための場所を提供しておるというふう聞いております。倉庫自体が建築基準法に抵触するのかどうかということは確認をしております。これは県のほうに確認をして、今の時点では仮設的なものということで、建築基準法に抵触するものではございませんという回答を得ておまして、これもその後、表現がおかしいかもわかりませんが、後々化ける可能性もなきにしもあらずということで、これは監視をしていくというところで確認をとっております。

当然、藤田議員ご承知のとおり、それが建築物であれば開発行為の対象になりますので、その時点で開発行為に対する技術基準とか、そういうものがかわってまいりますので、現在は法規制がないということでございますけども、そういうふうに変更する可能性があれば、その時点で考えていきたいと思っておりますし、あと、法規制がないから何もできないのかということについては、おっしゃるとおりなんですけども、あくまで業者のモラルといいますか、そのものに委ねるしかないというふうな考えでおります。

以上です。

○議長(木村 宗朝君) 藤田議員。

○10番(藤田 興一君) 今、仮設のテント、じかに近くまで行って見た確認ではないのですが、車を止めて見た感じから既に基礎を打っているんですね。あれだけの大きな建物で、そういう大きな基礎を打った時には、これ当然、建築物としての扱いになって申請が必要ではないんですか。その辺、お答え願いたいんですが。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) 建築物という解釈の問題でございますけども、当然基礎があって、柱、はりがあるものというのが基本的な建築物の定義だと思うんですけども、基礎はともかくとして、テント自体に柱、はりというのは見受けられないということで、建築物ではないというふうな、そういう県の建築物の判断なんですけども、そういうふうにお考えしております。

○議長(木村 宗朝君) 藤田議員。

○10番(藤田 興一君) もう一つ、その隣に門型クレーンがなかったですかね。門型クレーンというのは物を吊ってやるんですけども、クレーンの設置届というのが必要だと思うんですがね。多分2トン400以上かな。多分、門型クレーンがあったと思いますよね。その辺の設置届は労働基準監督署に提出するようになっているんですけど、その辺の確認はされてますか。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) 申しわけございません。確認してございません。

○議長(木村 宗朝君) 藤田議員。

○10番(藤田 興一君) なぜこういうことを言うかといいますと、盛った後の計画は何もないと言いながら、既にそういう仮設の建物が建ってますよと。だったら何も無いところに何で建てるんだということと関連するから、私はそういうことを問うていただいております。テントと門型クレーン、資材置き場に関しては小さなものが置いてあるので、そこだわることはないと思いますが、その2点に関しては必ず確認をとって是正をしていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) 先ほどのテント倉庫につきましては監視をしていくということで考えております。というのは門型クレーンにつきましても、監視の対象として、今後どのような動きがあるのかどうかということも現地確認をしながら、あとは関係法令に抵触するかどうかというものの判断をさせていただきたいと思っております。

○議長(木村 宗朝君) 藤田議員。

○10番(藤田 興一君) ということで、必ず管理をしていただきたいと思っております。

それから2つ目の事前公開、要するに地域、関係者のほうへの周知が行われたかということでございますが、きょうび団地にかかわらず、在のほうにおいても、例えば家1軒建てるにしても、近所のほうへこういった家を建てますとか、例えば町の水道管の布設とか、いろんなことに関しても、必ず周辺のほうにこういう工事があります、例えば公園の消毒をするにしても回覧で回るとかいう形で、工事とか、いろんなものの大小にかかわらず、必ず工事着工前に、官民間問わず、周辺地域のほうに通知をされるのが慣習化されているわけですね。

それが今回、先ほどの答弁にもありましたように、事前周知、こういうものはなかった、そして大崎議員のほうから、また私のほうから、今どうなっているんだということで、全協においても説明があったんですけど、我々の説明ではなくて、私が今回これを、この議場の中において質問をさせてもらっているのは、やはり住民へ、こういうような形で、議会並びに行政もこういう考え方でいますということを周知をさせるために質問をしているわけであって、そういうことからやはり今の受け入れる側の民のほうの周知徹底がちょっと怠慢じゃなかったかと思えますけども、その辺はどういうふうにお考えですか。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) 私どもとしましては、届出が必要ないということから、その行為自体を存じ上げてなかったというのが1つございます。

このことに関しましては、あくまでも業者のモラルの範疇だというふうに考えますので、そのことについては我がほうから、それを強調して言えるのかどうかということは別にしましても、事実のところ、先ほど申し上げた、県を含めた三者協議をやった段階で、そのことに対して地元説明のあり方というものを強く要請をしましたので、今後このような事例が起きた場合には、地元説明のあり方というものを強く要請していきたいと、そんなふうを考えております。

○議長(木村 宗朝君) 藤田議員。

○10番(藤田 興一君) その後、県とかそういうところと協議されたということで聞いておるんですけどね、やはり行政の頭の中には法規制がないというものがあるから手の打ちようがないというふうに感じられるんですけども、そうじゃなくして先ほど冒頭に言いましたように、きょうびのこんな異常気象の中において起こり得る今の状況の中で、本当に今のやり方が、あれだけ13メートルも盛って、民家の上よりもさらい高い高さで盛って、果たして規制がないから指を口にくわえてじっと見ているのかということじゃないだろうと。先ほども答弁にありましたように、住民の安全・安心を考えるならば、規制がないにしても、何か是正する手だてというのはあると思うんですね。

3番目のほうに入っていくわけですが、今からでも遅くないと思いますもので、住民・関係者を集めて、どういう工事をやって、どういうふうな盛り方をするのですということを、近隣住民を集めていただいて絶対に説明会を開くべきだと思います。まだ、工事の初歩の段階ですから、それについてはやるような話に進んでいるというふうに先ほど聞きましたけど、それで間違いないですか。お答え願いたい。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) 先ほどもご答弁申し上げましたように、近々に協議をさせていただくということで、実際、自治会長さまと我々のほうと連絡調整をとっておると、日程調整をとっておるというところがございます。

以上です。

○議長(木村 宗朝君) 藤田議員。

○10番(藤田 興一君) 必ずこれは実施してください。

それから④の土砂流出・崩壊・排水・公害等についてでございますが、今、現場を見る限り、いくら規制がないとしても、その周辺に及ぼす影響というのは手にとるようにわかるわけですね。

例えば雨が降ったときの水、今どこへ行くかとなってくると、東員町が土砂を埋めてます東側のところ、あそこへ落ちるか、もしくは砂谷川へ流れる、これしかないんですよ。

規制がないと言いながらも、さっき部長が言ったようにモラルの問題もあるんですよ。そうなくなると常識論として、沈砂池とかいうものは当然つくるべきなんですよ。これは業者さんも当然わかっていると思います。だってこれを専門にやっている業者ですから。業者の名前は申しかねますけども、そういう常識的なものをやらないでやるというのは昔のやり方なんですよ。

そうすると今、高いところで13メートル盛ってある。これが何かの事故があったときにどこが持つかとなってくると、業者は逃げますよ。だから今言うように、ちゃんとした説明会、そしてまた後から申し上げますけど、それなりの規制はかけていくべきだというふうに思っております。

先ほども騒音と土質試験をやったということでございますが、土質試験はどういうふうな試験をやられたか知りませんが、まず水の流れ、先ほど言いましたようにほとんどが砂谷川へ行く。砂谷川に行くと土砂というのは必ず小さな粒子を持っていきますから河床にたまりますよね、そういうことは当然考えられる。そして沈砂池とか、今言ったような調整池が何もつくられていない、垂れ流し。

それから土質検査はやられた。これもボーリングをやってやったのか、入ってきているダンプの土を採ってやったのか。やはり一番大事なのは、僕は水質試験だと思うんですよ。

規制はないと言いながらも、宅地造成に規制されるような1号を適用して業者にそれを提出させる義務はあると思うんですよ。その辺について何もなされてないことに関して、どういふふうな処置をとっていかれるのか、再度答弁のほどお願いします。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) 土質試験につきましては、それが文字どおり土の質を確認しておるわけでございまして、外的な要素を含んだものであれば、当然排除ということになろうかと思っておりますけども、現在、速報値では、特に害となるようなものは含んでないという報告はいただいております。多分速報値ですので、最終報告ではございませんので、ご了解いただきたいと思います。

あと水質に関しましては、実際やってございませぬ。これも土質との関連もございませぬけども、必要であれば水質のほうも確認をさせていただきたいと思っておりますし、土砂の流出によりまして砂谷川に土が堆積すると。これにつきましても事実、そこが原因で砂が堆積したということであれば、早急に業者のほうに浚渫というか、そういうことを要請してまいりたいと思っておりますし、あと場内におきましては、今の現状を見ますと、両サイドです、北と南

のところによく盛ってあって、真ん中あたりが低めになっておると。流れとすれば、そこへ場内の土砂に関しては流れるんじゃないかなということ、ある意味、そこでの沈砂機能を持たせておるように、外からは見るんですけども、そのあたりも業者のほうに確認もさせていただいて、規制にないものの、業者自身の現場管理の範疇でやれることをやれというようなことは指示をさせていただきたいと思います。

○議長(木村 宗朝君) 藤田議員。

○10番(藤田 興一君) 一番いいのは、今、施工のやり方というのは、斎苑のほうに入っていく高さね、県道から入ってきた、あの高さでレベルに持ってくるから民間側の屋根よりも高い、等高線で引っ張り出した高さ、13メートルということなんですね。だから13メートルになるんですね。

なぜ1枚の面にしなくてはならないか。計画も何もないわけでしょう。そうすると安全を優先するんならば、今の13メートルを半分にしたらいんですよ。あれだけの距離って何百メートルとあるわけでしょう。斎苑の入り口から民家のほうまで。300メートルそこらあるんじゃないかな。その半分ぐらいのところ、思いっきり6メートルぐらい下げたらいんですよ。そうすると民家の手前に植林がありますよね、あの高さが6メートルそこらありますからね、要するにそれより低くすれば、まず崩壊の心配はない。水の面も半分で済む。だから今はそれをできるんですよ。今一気に民間側に13メートルも盛っているから、オオツというふうな感じで見ているんですけどね。今だったら半分まで削って下のほうへ土を押し返せば、そんな費用はかかりませんよ。それをやれば、ほとんど安全と言っていいと僕は思いますよ。その辺は民間のほうと話はできませんか。答弁願いたい。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) 今の技術的なお話は、議員一番ご存じなものですから、それが一番ベターな方法であろうということは重々わかるわけございまして、そのことが直接私のほうからそれをせよというようなことには、今のところはならないわけですので、先ほど申しあげましたように自治会との説明会、協議会、それが開かれた段階で、業者のほうにそういうような提案もさせるということも一つの方法だと思いますし、逆に自治会のほうからそういう要望を出していただくというのも方法ですので、下げることで、それが完璧に不安の解消につながるということであれば、そういうような話し合いになるような方向づけにしていきたいと、そんなふうに思います。

○議長(木村 宗朝君) 藤田議員。

○10番(藤田 興一君) 一番大事なのは盛っている高さ、法面が崩壊しないこと、水がスムーズに流されること、この2つをやれば何ともないんですね。

それで前回の我々の説明にも法面を養生するとありましたけども、法面の防護に関してもいろいろあるんですよ。ブロックを張るのか、種子を吹きつけるのか、いろんな専門的なものがあると思いますけどね。

今の13メートルで民間の業者さんが固持するのならば、法面をブロック張りにするよう
な強固なものにしないと絶対だめ、そういう要求は出していいと思うんです。それでもや
らないとなったら、もし何かあったとき、補償はあなたのほうがやりなさいよと、そのぐら
いのことは言うべきだと思いますよ。規制がないんだから。当然そういう安全面をやるのが常
識的なことだと思いますから。規制がないから何も言えないじゃなくて、規制がないから言
えるんですよ。

全く同じやり方が今、私、城山なんですけど、城山の3丁目の集会所から東に向かって
同じ業者さんが埋めてますよね。あれの東側、要するに嘉例川に沿っていつているんです
けど、嘉例川なんか、雨降った時なんかひどいもんですよ、濁水で。

今回は向こうは桑名市ですし、民家もないから、僕は何も言いませんけど、今度逆なん
ですよ。一番高いところが、そのそばに民家があるということなんですよ。全く条件が違
う。だから条件が違うからこそ、業者さんもそれなりの頭を使わないと。城山でやっているや
り方はいいとは言わないけども、東員町関係ないから、周りにも民家がないから川が汚れる、
それを桑名市さんがクレームをつけていると思いますけども、今回は違うんですよ。

そういう状況の違う判断も、やはり民間の業者さんは、それはモラルとしてやらなくては
ならない。今言ったように6メートルできなかつたら、じゃあ13メートルにするならば、必ず
法面が崩壊しないような吹きつけではない、吹きつけというのは雨が降ったら叩かれて、
こんなゲリラ豪雨、100ミリ降ったら法面なんかガタガタになりますよ。そうじゃない、雨に
打たれても大丈夫なようなブロック方式をとると。これは膨大な金ですよ。その金を考える
ならば、今、工事をやり始めた13メートルを半分にして二段にすれば工賃も安くなります
よと、安全ですよというような交渉に持っていけばいいと思う。

規制がないから業者さん任せだと、それではだめですよ。そこに住民の安全を確保する
ためにはどうするんだということがありますから、これは今、地元説明会があるというふう
に言われましたから、ぜひとも行政として必ず言っていたきたい。できるなら私も城山で
すから関係ないとは言えませんが、何なら私の専門とする分野でございますので、力添
えになればいつでも参加させてもらいますので、ぜひともその辺のことで規制がなければ、
ないならないのやり方があるということを、しっかりと覚えていただきたいというふうに思っ
ております。

4番目はそういうことで終わります。

今度5番目と6番目、要するに規制関係ですね、条例関係、これ本当は最初に言うべき
だったと思うんですけど、今ずっと答弁の中に規制とか条例がないからということで、確か
にお手上げ状況でしょう。県のほうもそうだと思います。ところが先ほど言ったように無秩
序な土砂の堆積等について、今、あらゆる地方自治体において、土砂条例というのをつく
ってます。通称、残土条例ともいうわけです。これは宅地造成だったら民家が建つから宅
地造成規制法というのが適用されますけども、今、答弁があったように、残土処理に関し
ては本当に法規制がないんですよ。それを今、自治体であらゆるところでつくっている

んです。例えば名称が残土条例、土砂条例とか、土砂等の堆積の規制に関する条例とか、残土の不適正な処分を規制する条例というのが、これもの凄いこと書いてあるんです。これを東員町はつくるべきですよ。

部長、この条例があるのを知ってますか。今後もまだまだ東員町ではこういう無秩序な埋め戻し、堆積土が行われる可能性も十分あるわけですが、これは早急につくるべきだ、これに関しては行政としてどういうお考えか、まずそれをお聞きしたいと思いますけど。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) 全国では今おっしゃったような条例を制定するところがあるやに聞いておりますし、私どもが把握しているところでは、近隣では岐阜県的美濃市が、これはズバリそうかというのはあるんですけども、住みたい美濃市の環境を守る条例というのをつくっているやに聞いております。これがどういう背景なのか、条例の中身がどうなのかというのは、全部把握しておるわけではないんですけども、近隣では岐阜県的美濃市がでございます。

実はこの6月に三重県の定例議会におきまして、請願という形で、三重県残土条例制定を定める件についてということで請願が出されております。これは継続審議中という状況だそうですので、今うちにはないわけですが、このあたりの状況を注視しながら、三重県だけではなく、東員町としても独自で条例が必要であるということになるならば勉強もさせていただきたいと、そういうふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(木村 宗朝君) 藤田議員。

○10番(藤田 興一君) 県で請願が出ている。請願というのは、あるところを通してやるんですからね。そうじゃなくて、東員町が直接請願とかそんなんじゃなくて、請願を起こすなら、請願者の発起人としてやりますけどね、そうじゃないんだよ。やはり行政が自分ところからつくらないと。

そうすると結構厳しい。あちこちで僕調べたんですけど、かなり厳しいことが書いてありますよ。厳しいというのは何かと言ったら、宅地規制法に準じたような規制をかけているんです。今、僕がずっと質問した内容が、全部この残土条例、土砂条例という中にうたわれているんですよ。大体同じようなあれですね。ただ、地域の条件が違うから、それに合わせた条例にもなってますけどね。それは三重県の請願が出てる、まだ継続審議ということではありますが、それはそれとしておいて、僕は東員町でつくるべきだと思うんです。

町長、どうですか。

○議長(木村 宗朝君) 水谷町長。

○町長(水谷 俊郎君) 申しわけないです。余り残土条例というのは存じ上げてなかったものですから。

今ずっと藤田議員の話を聞かせていただきました。いろんなご提案をいただいたというふうに思っております。業者に規制がないものですから、手をこまねいているというのは、我々としても余り脳がないことだと思っておりますので、部長申し上げましたように業者の方に来ていただいて、県も来ていただいて、協議をさせていただきました。そして今、部長が申し上げましたように、早急に地元の方と業者の方と会っていただくということにさせていただきました。残土条例についても、少し時間をいただいて研究をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長(木村 宗朝君) 藤田議員。

○10番(藤田 興一君) 町長の言葉を信用して、町長就任中にやってください。よろしくお願いします。

ということで笹尾西4丁目の北側に埋め戻されています土砂堆積についての質問を終わらせていただきます。

2点目の中継ポンプの管理道路について。

現在、斎苑施設の専用水道中継ポンプ室が斎苑入り口の西側、桑名国際ゴルフクラブの下にあるんですが、そこへ今まではスムーズに行けた。ところが民間の駐車場といいましか、少し造成されまして、南側から大きな門をバーンとつくっているもので、そこへ人間は入れるんですけど、もし故障なんかあったときの機械とか器具の搬入に関しては、軽トラ1台も入れないような状況であるということで、なぜそういうふうになったのか。そして今、もし何かあったときに中継ポンプのところに行く管理は大丈夫なのかと。

もしこれが何ともならないということであれば、平成21年度に、当時の佐藤町長のときに、今の墓参道、前は倒産しました杉山コンテックの持ち物であったのですが、墓参道を東員町が買い上げて、そこに水道管を入れるという話があったんですね。あったんですけど、もろもろの理由でそれができなくなったということで、その話がまた再案あるのかということに関して、現状、そしてその再案に関しての答弁のほどを、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) 中継ポンプの管理道路についてのご質問ということでお答えを申し上げます。

昭和61年に開苑をいたしました東員町斎苑へ給水を行うために、管路と中継ポンプ場を整備しております。当時は砂谷川に沿って道路がございましたが、県道多度東員線が現在の位置に整備されたことに伴い、一部の道路が消滅しております。

ご指摘の現地の南側の看板や盛土につきましては、ゴルフ場が自社の管理上、敷設したもので、現実道路として進入が不可能になっておりますし、あくまで、それまで道路であった部分はゴルフ場の用地だというふうに認識しております。それをもちまして、今現在は北側の先ほどおっしゃいました車を駐車されている現場の方角ですけども、北側から施設管理を行っております、これは基本的には赤道を利用した形で管理を行っております

ところですが、赤道自体が現実、通行不能というような状況になっておるところから、一部民地を借用しながら管理を行っておるところでございます。

現時点で通常の管理におきましては、借用という形はとっておりますけども、管理面においては特には問題はございません。しかしながら将来的には、道路もさることながら、中継ポンプ場は民地の借地になっておりますので、施設の更新時には、管理道路も合わせて借地の解消も考えてまいりたいと、そういうふうに思っております。

その一つの方法として、先ほど議員申されたように、これまでいろんなご意見ございましたが、墓参道を利用して管路とポンプ場の移設を検討してまいりたいと考えておりますが、これまでいろんなご意見がございましたので、議員各位のご理解というところが不可欠になってまいりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長(木村 宗朝君) 藤田議員。

○10番(藤田 興一君) 平成21年に私、質問をした時の状況とかなり違うんですが、今、電柱は公道からずっと引っ張ってあるんですね。あの電柱は、前は公道の中にあると言ったんですけど、今の説明でいきますとポンプ場、それから電柱等は全て民地に入っているということですか。民地というのはどこか、もし差し支えなければ業者名、ゴルフ場なのか何なのか、その辺ちょっと教えていただきたいんですけどね。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) 一部個人名がございまして、差し控えさせていただきたいと存じますが、桑名市の方の所有地があるのと、もう一つ、中継ポンプ場自体は杉山コンテックへ現実まだ名義も変わってないと、そういう状況でございます。

以上です。

○議長(木村 宗朝君) 藤田議員。

○10番(藤田 興一君) これは民家へ引っ張っているものと違って斎苑だけの水道管ですから、失礼な言い方ですが、何かあっても、何もなければ別に問題ないから、そういう意味においてはまだ気は楽なんですけど、やはり状況を見ると、途中にとがったバリケードが置いてあったり、どう見ても嫌がらせだなというふうにしかとれない、南側の笹尾を出たところから入るときに、看板で立入禁止といって盛土がパーンとしてあったり、全くどう見ても今までやってなかったものがそういうことをやっているということは、何か嫌がらせだなと。嫌がらせということは、行政と何かトラブルしているというふうにしか感じないんですが、その辺の現状としては、今言われたように民地で借地をしている、それから現在新しくつくられた民の方とのトラブルというのは現状は何もないんですか。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) 特にございません。先ほど桑名市在住の方の地所におきましても、そこを通過して管理をさせていただいておるんですけども、承諾も得ながら実際借用させていただいておりますし、ゴルフ場の件に関しましては、ちょうどうちのポンプの

中継場がある川を挟んだ向かい側にゴルフ場の機材のポンプ室というのがございまして、それを外敵から守るためにフェンスを施したもので、それによって便宜上使っていた通路が半分になってしまったということなんですね。だから嫌がらせとかもめたりとか、そんな経緯は全くございません。お互いの管理上での責任でもってやられたと、そういうことです。

以上です。

○議長(木村 宗朝君) 藤田議員。

○10番(藤田 興一君) 斎苑だけと言いながらも、緊急なときに偶然重なることもございますので、人が入るのには問題ないんだけど、例えば機材なんかを持って入るときに今の状況では入れませんから、その対応、それから墓参道のほうの入れるとか入れんとか、また金のかかる話でございますが、斎苑がずっとあるわけでございますから、何らかの対策をしっかりと立てて、トラブルがないように、しっかりと交渉を通していただきたいということを強くお願いしておきます。

3つ目の道路維持管理についてでございますが、穴太弁天山2号線というのは東員病院の前を走っている町道でございますが、この2号線が、平成18年9月に城山球場から桑名広域清掃があります、そのもうちょっと東側まで、約1キロが延長されたわけでございます。この1キロ延長された周辺には土砂の搬出、それから清掃工場等への搬出土の大型車両が頻繁に走っていると。

そしてまた、この区間はご存じのように非常にカーブが多いということで、道路の損傷もひどく、また塵芥・ほこり等もひどいわけでございます。ただ、偶然そこには民家がございませんから、そういうことに余り影響はないのでございますが、ただ一般車両とか、あそこは津田学園に行く学生たちの通学路にもなっているわけで、そういう方向にも甚大なる影響が出ているということが見受けられます。

そしてカーブということは、ダンプなんかはタイヤの跡が残るぐらい、非常に舗装に無理な力が入っていった補修をするのも大変ですけど、簡単な補修では修理できないような、その繰り返しだと単なる焼け石に水で、お金を捨てていくばかりだということでございますもので、私が自治会長の時に、あの周辺の業者3者と協定書を結んだ中には、必ず朝晩水をまけとか、泥は引っ張り込むなとかいうことをやっていたんですが、月日とともにだんだん横着になって、今はちょっと雨が降ったあくる日でもやって道路へ飛散をしているということがあります。この前の雨でも、今、山積みしているところから土砂が流れ込んで道路まで来て、非常に道路を傷めているという状況があります。

そういう状況を、これからの維持管理等について、行政措置等についての対策をお聞きしたいというふうに思っております。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) 道路の維持管理についてということで、ご質問にお答えを申し上げます。

町道穴太弁天山2号線は、以前は東員病院南側の桑名市との行政界を起点に城山球場付近を終点とした約1.6キロメートルの町道でした。平成18年9月に桑名広域清掃組合東側の桑名市との行政界までの区間、約1キロを新たに延伸して、現在約2.6キロの路線となっております。

この路線は、ネオポリスの方々の通勤や、高速バスをはじめとする大型車両も多くご利用いただいております、議員ご指摘の、城山球場付近は大型車両での土砂の搬入出に伴い、天候によっては道路が汚れる場合がございますので、そういった場合には原因者において散水車での清掃の指導を行っております。

しかしながら道路自体は不特定多数の車両の往来があり、道路の汚損や事故等による道路附属物等の破損については、その原因者へ復旧等を求めています。道路損傷等の因果関係を立証することが困難な場合は、従来どおり、道路管理者である我がほうが舗装補修等維持管理を行ってまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(木村 宗朝君) 藤田議員。

○10番(藤田 興一君) この件も内容はちょっと違うんですが、一番最初に言いました残土関係なんですよ。ほとんど残土を持ってくるか、出すかなんですよ。

それで公道へ持ってくるまでに、最初はスパッツといってダンプが乗って空回りさせて泥を落とすという装置もつけてたんですけど、今はそういうこともやらなくて直にやっている。1つの業者はちゃんとした水たまりをつくって、そこを走らせていっているという、はっきりとしたことがあるわけですよ。

そういうことから考えると、確かに民間のほうへ舗装代を持たせるというのも大変だと思いますけど、こちらからも指導をしないと、出るまでに落とさないで。そしたらあんな傷みはしないと思いますよ。それでもし今度、もう舗装もかなりいかれてますから、多分近いうちに補修はやられると思います。

それともう1つ、多度へ抜ける道、あの道路が広くなりましたね。広域清掃からボンと行ったらT字路になって、左手へ行くと多度のほうへ行くんですけど、あれが道路が広がって、これからますます今の穴太弁天山2号線を使う人が多くなるんですよ。本当に立派な道になりましたから。今までは細かったから、交互通行もできないような状況だったものですが、もう多分開通したと思うんですけど。

そういうことによって、もっと一般の車両が今の2号線を使うということで、また大きな事故も考えられますから、ダンプは通るなという規制はかけられませんが、出るなら出るときに、ちゃんとした泥落としの設備を設けろということはあると思うんですよ。

はっきり言いますと、水谷建設、今出してますよ、ボンボン。あの時スパッツを置いておったんですよ。それが今はない。この前、電話したんですよ、何やっているんだと。そしたら水を流しますよという水を流したケースがあったんですけどね。言うとなんかそうするんですけど。

ど、何でスパッツを放したんだといったら、いや、私は担当ではありませんからという話がありました。

ということで場内の中で泥を落とせば、あとはカーブですから、傷むのは自然の状況ですから、その辺も行政として指導していただいて、そして穴太弁天山2号線が子どもの通学路にもなってますし、一般素人に迷惑がかからないように、厳正なる指導をしていただきたいということを確認してください。

○議長(木村 宗朝君) 山下建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) 先ほどの道路の汚れに関しましては、基本的には特定できますので、それに対しての対処というものは言えるというふうに思っておりますし、あくまで一般論になるかもわかりませんが、特定できないものに対しての要求というのは非常に難しい面もありますので、そのあたりはある意味、切り分けた形の中で指導もさせていただきたいと、そんなふうに思いますのでよろしくお願いします。

○議長(木村 宗朝君) 藤田議員。

○10番(藤田 興一君) 何しろ行政指導の強化を図っていただいて、スムーズな安全・安心なまちづくりに努めていただきたいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。